

西条市農業委員会 令和7年度 第11回総会 議事録

1. 日 時 令和8年2月5日(木) 午後2時00分から午後2時44分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 20名 欠席者 4名 出席率 83.3%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	真鍋 美鈴				
委 員	1番	越智 一志	11番	真鍋 覚	21番	余吾 秀利
	2番	明比 典正	12番	武方 謙一	22番	岡田 貴洋
	3番	徳増 靖記	13番	鈴木 伸二		
	4番	一色 達夫	15番	武田 喜義		
	5番	白木あゆみ	16番	曾我部英樹		
	6番	藤田 孝明	18番	山内ふさえ		
	7番	近藤 明弘	19番	徳永 耕治		
	10番	篠森 均	20番	宇佐美好正		

○欠席者氏名

9番 長谷川孝師 14番 武田 弘文 17番 武田 安博 24番 宇野 嘉秀

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壱
	2番	一色 信之	12番	真田 克彦	23番	黒河 祐二
	3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
	5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	小倉 謙治
	8番	宮武 恭宏	19番	菅 辰郎	30番	日野 貴文
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭		
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		

○欠席者氏名

18番 楠窪 和彦 26番 佐伯 静雄

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第5号 地域計画における目標地図の変更素案の決定について
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長 渡邊賢一郎 事務局次長 高橋徹也
事務局担当次長 橋田勇作 事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局	皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度第11回総会を開催いたします。 皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしく願いをいたします。
	【会長、議長席に着く】
議長	規定により私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。 それでは、ただ今より令和7年度第11回西条市農業委員会総会を開会いたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議長	まず、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。宇佐美好正委員、余吾秀利委員の両委員をお願いいたします。 本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。まず、農業委員

からは、9番 長谷川孝師委員、14番 武田弘文委員、17番 武田安博委員、24番 宇野嘉秀委員から出ております。また、農地利用適化推進委員からは、18番 楠窪和彦委員、26番 佐伯静雄委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、20名であります。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページになります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、180号について審議いたします。

本件につきまして、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退室)

議長 それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願ひいたします。
それでは失礼して、着座にて議案のご説明をさせていただきます。
議案書4ページをご覧ください。
180号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。
以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
以上1件でございますが、本案件につきまして、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

地区委員 180号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということではありますが、ほかに、

ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり許可することといたします。以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 着席)

議長 それでは審議を再開いたします。

残りの16件について、事務局から説明をいたします。

事務局 引き続き議案書4ページをご覧ください。

181号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

182号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとするために申請されたものでありますが、申請地の一部が荒廃しており、農地として復元することが短期間では困難であることから取下げの申出がございました。

議案書5ページをご覧ください。

183号は、〇〇の 〇〇氏が、父親である 〇〇氏から贈与を受けようとするために申請されたものでありますが、贈与後に贈与税の納税猶予を受けることとしておりましたが、贈与を受けた農地の一部を転用する計画があり、猶予の特例を受けることが難しいことから取下げの申出がございました。

議案書6ページをご覧ください。

184号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

185号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

186号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

187号は、共有持分の集約のため、亡 〇〇氏が有する申請地の相続権〇分の1を所有者不明土地管理人である司法書士 〇〇氏により〇〇の 〇〇氏に移転しようとする申請でございます。

188号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

189号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

190号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

191号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

192号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

193号は、〇〇の有限会社 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

194号及び195号は、〇〇の 〇〇 氏と〇〇の 〇〇 氏が、それぞれが所有する農地を交換しようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

196号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、188号及び196号は新規就農であり、196号の新規就農者については面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思います。まず196号について、日野貴文委員さんの方からご報告をお願いいたします。

日野貴文委員 失礼します。

今回の新規就農希望者につきまして、1月28日に石根公民館において面接を行いました。面接を行ったのは、宇野委員と小倉委員、そして、私、日野であります。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。

申請人は、〇〇の出身であり、祖父母が桃農家であったとあります。申請地は、妹である〇〇氏が相続により取得していましたが、農地を引き継ぐ者がいないことから、姉である〇〇氏が譲り受けるため、今回の申請となっております。夫と共に大豆の耕作を行う予定であり、産直市などに出してみたいとあります。

申請地は〇〇地区の基盤整備事業を検討している場所であり、実施した際の事業への協力依頼と、西条市での営農について説明を行い、面接を終了しました。

最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。
日野貴文委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。
つぎに、188号につきましては、自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局 報告します。188号の譲受人である ○○ 氏であります。以前から農業に興味を持っており、農地の所有はないものの、農作業歴は20年以上あり、トラクター等も所有しているとのことであります。このたび自宅近所の申請地を購入する機会ができ、今回の申請となっております。妻と2人で主に自家消費用の季節野菜を耕作したいとのことであります。
なお、こちらの1件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の提出も受けております。
以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました182号及び183号を除く14件について、181号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 181号 問題ありません。
184号 問題ありません。
185号 問題ありません。
186号、187号、188号 問題ありません。
189号 問題ありません。
190号 問題ありません。
191号、192号 問題ありません。
193号 問題ありません。
194号、195号 問題ありません。
196号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からも問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上14件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 つぎに、議案書につきましては9ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。
14号は、〇〇の〇〇 有限会社が、荷受け場及び資材置場に転用しようとする申請でございます。
以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員 14号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからも問題ないということですが、ほかに、この件に関しましてご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議 長 つぎに、議案書につきましては11ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題とい

たします。

まず、110号について審議いたします。

本件につきまして、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退室)

議 長 それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

110号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のあった1件であります。本案件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願をいたします。

地区委員 110号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題なしということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 着席)

議 長 審議を再開いたします。

残りの9件について、事務局より説明をいたします。

事務局 引き続き議案書12ページをご覧ください。

111号は、〇〇の〇〇 合同会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

112号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

113号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

114号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地の一部は既に地上げされておりますが、これは令和7年1月に申請地の西側に隣接する農地の転用許可を受けた譲渡人が当該農地を造成する際に一緒に工事を行ったものであり、譲渡人からは「農地法に対する理解が乏しく、大変反省しております。今後はこのようなことが絶対ないようにいたします」との始末書が提出されております。

115号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲渡人の義父は昭和初期の頃より申請地北側に隣接する本件一体利用地である宅地を借地として貸し出しており、当該土地の借主がその地に住宅を建築し長年利用しておりました。いつの頃からか借主が申請地にも建物を建築し占有状態が続いておりましたが、現在は借主が死亡し空家となっております。このような状態を解消すべく専門家に調査を依頼したところ、義父の代から違反転用の状態で使用していたことが判明いたしました。このことを知った譲渡人からは「農地法の知識が不足していたために大変申し訳なく思い深く反省しております。以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

議案書13ページをご覧ください。

116号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

117号は、〇〇の 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地の一部は平成の中頃に水路用地の一部として整備され現在に至っております。このたび申請地の売却に当たり申請人が専門家に調査を依頼したところ、違反転用の状態で長年使用していたことが判明いたしました。このことを知った譲渡人からは「農地法の知識が不足していたために大変申し訳なく思い深く反省しております。以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

118号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権移転を受け、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は平成9年に譲受人が住宅を建築する際、住宅敷地の一部として造成され現在に至っております。申請人からは「農地法に対する理解不足によりこのようなこととなり大変反省しております。今後はこのようなことが絶対ないようにいたします」との始末書が提出されております。

119号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上9件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました9件について、111号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 111号、112号 問題ありません。

113号 問題ありません。

114号、115号 仕方ないものと思います。

116号 問題ありません。

117号 問題ありません。

118号 問題ありません。

119号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは一応問題なしということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上9件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 つぎに、議案書につきましては14ページ、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書15ページをご覧ください。
相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法第70条の6第32項の規定により、3年ごとに税務署への届出を行う必要があります、その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。
17号であります、特例の適用を受けた農地は○筆で、○○ ○番○及び○番○の一部には育苗用のハウスが設置されており、現在ハウス内で育苗は行われておりませんが、全ての農地において耕起が行われ、適正に管理されていることを確認いたしました。
以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 17号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは問題ないということではありますが、この件につきまして、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、経営を行っている旨の証明書を交付いたします。

地域計画における目標地図の変更素案の決定

議長 つぎに、議案書につきましては16ページ、議案第5号、地域計画における目標地図の変更素案の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書は17ページから70ページ、それと併せてお手元にお配りしております別冊の議案書をご覧ください。
今回、目標地図を変更する地区は18地区で、変更内容につきましては、令和7年3月24日に地域計画が策定された以降に新たに農業

を担う者として位置付けられた場合、担う者であった者が死亡により抹消された場合、権利設定、解除等による農業を担う者の変更、農業用施設用地を新たに位置付けた場合、ほ場整備に伴う地番、地積の変更など、また、令和7年7月30日の地域計画の変更以降に発生した農振除外や農地転用に伴う区域の除外を反映したものとなっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より一括して説明がありましたが、この件に関しまして、何かご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

一色達夫委員 議長、よろしいでしょうか。

議長 はい、一色委員。

一色達夫委員 意見を聞いてみたいんですけどね、地域計画に掲載されている農家の人（担う者）について、その人の所有農地が荒廃していると。そのようなことが顕著に表れている場合はどのような対応をしたらいいのでしょうか。

事務局 先ほど一色委員さんからのご質問についてなんですけれど、地域計画を策定しているのが農水振興課になりますので、来月の総会の際に農水振興課の方からお答えしていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

一色達夫委員 はい、わかりました。

議長 一色さん、先ほどの件なんですけど、荒廃農地は自作地、それとも借入地のどちらになる。

一色達夫委員 自作地ですね。私の知る限り預かっている農地はないですね。もう少し言ったら1町2反の土地所有者ですけど、この対象者（地域計画の担う者）に含まれています。ですけど1町2反の大半が耕作放棄地状態になっている現状があるものですから。その点の取扱いがどうなのかなあと思いまして質問してみました。

議長 計画自体が農水（振興課）の方になりますので、来月に回答をいただければと思います。
そのほかに、何かご質問、ご意見等はございませんか。

伊藤龍二委員 この件とは関係ないんですけどかまいませんか。

議 長 はい、伊藤さん。

伊藤龍二委員 近所の人で、高校が西農で産業祭とかで野菜の販売をしていたんですけど、働きだして新規就農が認められなかったという例があると今日聞いたんですが、学生時代の授業の一環では新規就農の基準に当てはまらない、補助を受けられなかったということを知ったんですが、これはどうにもならないんですかねえ。

事務局 補助を受けられなかったということですか。

伊藤龍二委員 新規就農として認められなかったということです。

事務局 認定新規就農者、いわゆる認定農業者の新規就農版なんですけど、県や市の方と面談を行ったりとか、計画等々を作成させていただいて一定ラインを超えると認定新規就農者ということで認定を受けまして、補助の対象にはなりません。その際には農業を営む上での機械であったりとか、技術であったりとか、販売先そして販売の目標であったりとか、そういう計画を立てた上での認定新規就農者の認定になりますので、一概に学校に行っていたのにダメというのではなく、全般を通して補助対象になれなかったのかなあと想像はできるんですけど、私はその方とお会いしたことはないのでも具体的にははっきりしたお答えはできませんが、就農準備金の年間150万円の補助を受けるためには、認定新規就農者になって、その上で補助対象となる審査に通る必要がありますので、そのことについてはご説明させていただきます。お答えにはなっていないかもしれないですけど、すみません。

議 長 伊藤さん、かまいませんか。

伊藤龍二委員 はい。

議 長 ほかに、ご意見等、ご異議はございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、原案どおり決定することとし、市長に提出いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 つぎに、議案書71ページ、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、その議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 ご説明の前に、お手元にお配りしております、資料「令和7年度第2回総会 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の訂正について（報告）」をご覧ください。

本年5月7日、西条市長より意見照会を受け、第2回総会にてご審議を賜りました当該案件の整理番号第18号の賃借料について、上段2列が誤り、下段2列が今回の訂正で、全筆で〇〇円に正すものでございます。賃借料の変更に関しては、えひめ農林漁業振興機構が発行する「農地中間管理事業 規程・要領・様式集」の第13の（4）の①にて「支払に係る軽微な変更や促進計画に記載されていない必要事項等については、出し手及び受け手が協議し決定する。」と記載されておりますため、賃借料の誤りによる軽微な変更としてご報告のみとさせていただきます。

ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書72ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。詳細につきましては、議案書73ページから88ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、81件、面積が、29万4,122平米、所有権移転の件数は、7件、面積が、9,385平米となっております。

以上でございます。ご審議よろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました案件の中で、議案書86ページの整理番号74号及び75号の借受人は新規就農者であり、面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思います。

武田喜義委員さん、よろしく願いをいたします。

武田喜義委員 1月23日に西部支所において、新規就農希望者の面接を行いました。面接は、菅委員、鈴木委員、そして私、武田が行いました。当案件の申請人は桑村の〇〇氏、〇歳です。

今回、〇〇と〇〇の農地、〇〇平米を中間管理機構を通じて借り受け、就農する予定です。主に栽培する作物は水稻、アスパラガス、そしてキウイです。〇〇氏は先代から受け継いだ農地を次世代へ引き継ぎ、地域農業に貢献したいとの思いを抱いております。そのため、現在、JA周桑で研修を受けており、今年4月に修了する予定です。

今後は栽培の状況を見ながら親族と共に規模の拡大を図っていきたいとのことでした。こちらからは、地域での営農や農地管理等について説明を行い、農地は農地として管理することを確約し、その旨の誓約書の提出も受け面接を終了しました。就農については特に問題ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

武田喜義委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

先ほど今事務局より一括して説明がありましたが、この件に関しまして、何かご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、議案書89ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和7年12月16日から、令和8年1月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知23件を受理するとともに、農地バンク農地登録を3件、同利用登録1件を行っております。

また、地区委員と協議し、非農地判断を4件行っております。ご対応くださった委員さん方、誠にありがとうございました。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局より報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(意見なし)

議 長 意見等もないようですので、報告承認案件を終了いたします
以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この
際ですので、委員の皆さんの方から何かご意見等がございましたらお
受けしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので、本日の総会はこれで閉会といたしま
す。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第5号	地域計画における目標地図の変更素案の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)	原案承認

9. 閉会の日時

令和8年2月5日 午後2時44分